

大阪府・市地方自治研究集会

〔1面から〕
つづき

特別報告

元大阪府水道局職員

中村 寿子さん

不可能である。

府下の自治体の多くは、淀川を水源としており、自治体相互の連携や府立公衆衛生研究所や大阪府立環境科学研究所との連携が不可欠である。また、蛇口からちょうどいい量の水が出る調整や蛇口で薬がうまく効くように調整、水の濁り方にあわせた薬の量など、職員には水を知り尽くし

た熟練の技術が必要である。

民間企業による地域独占の社会インフラの代表が電力会社であるが、電力会社の実態を見れば、巨額の役員報酬、職員の非正規化、安全より利益優先の原発建設など、民営化の行きつく先が予想される。利益を重視し、株主配当を第一に考える民間企業では、安心・安全の水の提供はできない。



安心な水の提供には自治体の連携が必要

水道は最も公共性が高く、地域独占のライフラインであり、住民は選択



自治研集会の後半には、中山徹さんのコーディネートによるシンポジウムが開催されました。シンポジウムでは5人のシンポジストがそれぞれの立場から発言し、フロアからも5人が発言しました。

組織には人間性を大切に にする環境こそ必要

大阪メンスアパレル工業組合

理事長 中野 雅司さん



条例が制定されたことをとても心配している。生産性をあげるには、トップダウンで管理を厳しくして合理的な経営をするのではなく、組織の末端の人に自由な発想を出してもらい成果をあげていくという組織に変わっている。人間性を重視した環境をつくるのが経営には必要だ。そういう環境に置かれていない府職員・市職員がやる行政は府民・市民のためになるのか心配している。

大阪府庁のWTC移転や成人病センターの移転問題をきっかけに政治に関心を持つようになった。いまだに2千名の職員が咲洲庁舎にいて、二重庁舎のために

自治体職員と住民が手を つなぎ公的医療充実を



書記長 北出 茂さん

地域労組おおさか青年部

暇を付与しなければならぬので、こうせ雇い止めするならば有給休暇を与える前



保健所では職員が減らされ住民と接する時間が削られている。そういう状況の中でも、障害を持ったお父さんやお母さんの相談、難病や感染症、精神の病気を持たれている本人やその家族の相談を日々受けている。私は難病患者と家族が病状の進行を乗り越えられるよう支援を行っている。治療法がないことを受け入れるのは本当に大変なことだが、十分な支援が行えない現状もある。常に「これは住民にとってどうなのか？」ということを第一に考え、みんなで話し合い、声をあげ、保健師や保健所職員の誇りとやりがいを守り、住民に寄り添う支援ができるよう必要な体制や人員確保のため、みんなで声をあげていきたい。

住民の苦難に寄り添える 保健所にしたい

大阪府保健師 長池 敦子さん



職員削減、非正規化で 仕事がまわらない

大阪市生活保護ケースワーカー

八尾 高志さん



生活保護の現場ではケースワーカーが足りていない。厚生労働省の指摘では、大阪市では481名が不足していると言われている。また、知識が不足して仕事がまわっていないのが

ブラック企業規制条例素案

- (目的) 第1条 この条例は、過重労働又は違法労働により労働者を使い潰し、又は離職に追い込む事業者（以下、「ブラック企業」という。）に対し、必要な指導及び規制を行うことにより、労働者の権利を保護し、及び心身の健全な状態の維持を図り、もって健全な労使関係の醸成を図ることを目的とする。
- (不当行為の防止) 第2条 事業者は、次の各号のいずれかに該当する事実のあるときは、これを直ちに改めなければならない。
 - 労働者の採用時に労働条件について実際とは異なる不適切な表示を行うこと
 - 労働者に対し、短期に達成が不可能な成果を求めることなどにより自主退職するよう不当な誘導を行うこと
 - 労働基準法第36条に基づき労働者の過半数を代表する者との協定を締結せず、又は締結した協定で定めた限度時間を超えて、労働者に長時間の労働をさせること
 - 職場において、職務上の地位又は人間関係における優位性を不当に利用し、かつ、業務上必要な範囲を超えて、労働者に対し精神的・身体的な苦痛を与える行為若しくは職場環境を悪化させる行為を放置し又は防止するための適切な措置を講じないこと。
- (情報の公表) 第3条 事業者は、求人にあたり過去3か年間の採用者数と離職者数を表示するよう努めなければならない。
- (指導及び勧告) 第4条 知事は、第2条の各号のいずれかに該当する事実のあるときは、法令に基づき措置がとられる場合を除き、当該事業者を指導することができる。
 - 知事は、当該事業者が前項の指導にもかかわらず改善が見られないときは、指導に従い改善するよう勧告することができる。
- (立入調査等) 第5条 知事は、第2条各号に該当する事実を確認するため必要があると認めるとき、又は前条第2項の改善状況を確認するため必要があると認めるときは、事業者に対し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に事業者の事業所に立ち入り、必要な調査をさせることができる。
- (公表) 第6条 知事は、事業者が次の各号のいずれかに該当する場合において、その行為について正当な理由がないと認めるときは、氏名又は名称、住所又は所在地及び行為の内容を公表することができる。
 - 第4条第2項の規定による勧告に従わなかったとき
 - 前条の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき
 - 前条の規定による職員立ち入りを拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同条の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき
- (聴聞) 第7条 知事は、前条の規定による公表をしようとするときは、当該公表に係る者に、あらかじめその旨を通知し、その者又はその代理人の出席を求め、釈明及び証拠の提出の機会を与えるため、意見の聴取を行わなければならない。
- (契約の拒否) 第8条 知事は、第6条の公表を行った事業者に対し、公表を行った時期から6か月を経過するまでの間、大阪府を相手とする売買、貸借、請負その他の契約を締結しないことができる。

大阪府・市地方自治研究集会 分野別集会

●循環型経済で大阪を元気にするまちづくり

日時・場所：1月11日(日) 13時30分 ヴィアーレ大阪4階ホール

内 容：講演 岡田 知弘さん(京都大学教授)

「大都市における地域循環型経済への展望」

「国際競争力に勝つため」と、大企業呼び込み型の経済をすすめてきた大阪府・大阪市。その結果、府民・市民のくらしはどうなったのか。大阪の町に元気を取り戻すために、いったい何が必要なのか。商店街の振興、住宅リフォーム助成、中小業者対策など、元気な地域づくりをめざしてがんばっている経験も交流し、みんなで考えます。

●今、くらし、職場はどうなっているか？

～手をつなごう！住民と自治体職員～

日時・場所：2月1日(日) 13時～16時 エルおおさか南館101

内 容：窓口職場のことみんなでパネルディスカッション

コーディネーター：藤永 延代さん(大阪市民ネットワーク代表)

住民に身近な窓口なのに、期待と違う対応をされた。どうしてそうなっているのか？窓口の人は職員!?住民のための窓口が「維新」行政で大きく変わっています。住民・職員が双方向に意見を出し合い、本来の自治体窓口のあり方を話し合います。

●府政・市政ウォッチングツアー

日時・場所：2月11日(水・休)

WTC・咲洲庁舎、カジノ誘致候補地、淀川左岸線など、この間の府政・市政の痕跡を見て学びます。

●大阪のこどもたちを幸せにするために

～みんなで何ができるのかを考えるシンポジウム(仮称)

日時・場所：2月22日(日) 13時～16時30分(予定) OMMビル会議室

橋下維新政治への徹底批判 大阪経済と市民の暮らしを再生させる

雇用・くらし・教育再生の道

大阪都構想・カジノからの転換

編者 中山徹(奈良女子大学教授)・大阪自治体問題研究所 定価(本体926円+税)

緊急出版

強権的な手法で作成された「大阪都」構想の協定書は、10月27日府議会でも市議会でも否決されました。それでも来年2月に協定書を両議会に再提出、都構想の可否を問う住民投票とは別に、その必要性を問う住民投票を実施する考えも示しています。本書は、橋下維新政治で破壊されてきた暮らし、教育、保育、文化を住民の手に取り戻し、市民共同の力で大阪の地域経済を雇用の安定で再生させる骨太の道をしめています。

- 第1章 自治体がとるべき経済対策の基本は雇用の安定
資料 ブラック企業規制条例素案
- 第2章 強権的な手法により作成された「大阪都」構想の協定書
- 第3章 「特別区設置協定書」批判
- 第4章 維新政治が進めてきたこと
教育介入、組合攻撃、文化予算削減、公共交通、市民病院、保育、学童保育、地域福祉、維新・維新系市長
- 第5章 堺市長選挙で示された「反維新」市民共同の流れをさらに太く



府職労にて絶賛発売中!!

にいて、二重庁舎のために10年間で1400億円も余分な経費がかかるという報道を見て、「これでもいいのか」と思った。



住吉市民病院を充実させる市民の会 西成区民の会事務局長 竹内 智子さん

大阪を元気にするまちづくりには、きっぱり「維新」に退場してもらおうかないと思っている。橋下市長の言葉がテレビでよく流されるが、あの汚い下品な言葉がたくさん流されることに心配している。大阪は「人の都」と言われ、大阪人は人の家賃や給料を平気で聞くと言われている。しかし、人の給料をうらやんだり、人の給料を下げる

「安心して子どもを産み育てることのできる病院を」と市民と力をあわせて運動を進めている。府立急性期・総合医療センターが直線距離2キロのところにあるという理由で「二重行



青年の労働相談に悩んでいる。非正規労働者が4割を占める。若者・女性では5割を超えている。大切なものが失われていく。大切なものは、その一人ひとりがどういう状況に置かれているのかを知ること。非正規労働者が5ヶ月で雇止めになるケースが多い。6ヶ月働けば失業手当が給付されるが5ヶ月では給付されない。しかし、会社は6ヶ月雇用すれば10日間の有給休

るなら有給休暇を与える前にしよう」という考え方になるのだと思う。非正規労働者は常に「半失業」という状態に置かれており、その精神的苦痛も大きい。アベノミクスなどですすめている大企業が潤えば、いざれみんな潤うという考え方は破たんしている。非正規労働者は増えたが、アベノミクスは非正規労働者には何の恩恵もたらしていない。非正規労働者が増えれば増えるほど、正社員労働条件は悪化し、どんどんブラック企業が増えていくことになる。

また、知識が不足しているという問題もある。経験年数が短く、ケースワーカーが法律や制度を熟知しておらず、結果として不正受給となっているケースも

仕事が終わっていないのが実態だ。職員をしめつけ、チームワークを壊す職場になると、いっそう仕事がまわらなくなってしまう。

買、貸借、請負その他の契約を締結しないことができる。

2 大阪府の出資法人は、知事が前項に定める措置を講じるとき、大阪府に準じた取扱いをするよう努めなければならない。(相談・あつせん)

第9条 知事は、労働者から第2条各号のいずれかに該当する旨の申出があったときは、その相談に応じ、又はあつせん等により適切かつ迅速に処理されるよう努めなければならない。(審議会)

第10条 知事は、ブラック企業に対する指導等を円滑に行うため、ブラック企業規制審議会を設置する。

2 審議会は、業界代表、労働者代表及び学識経験者をもって構成する。

(関係機関との連携・協力)

第11条 知事は、労働基準監督署をはじめ国の関係機関との連携・協力を努めなければならない。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は規則で定める。

附則

(施行期日)

この条例は平成 年 月 日から施行する。

○展望見える集會に

4時間にわたる長い時間の集會でしたが、多くの参加者と充実した内容で終えることができました。参加者からは「総選挙との関係や維新のねらいなど、よく分かり展望が見えました」としています。

(60才代)、「分野別集會にもぜひ参加したい」(40才代)などの感想が多数寄せられています。

大阪府・市地方自治研究集會実行委員会は、全体集會を受けて、分野別集會の成功にむけて、引き続き、とりくみをすすめることにしています。